

海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿への登録申請

毎年9月1日現在で、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しています。漁業者の皆さんは、もれなく登録申請をしてください。

■登録資格者

西条市に住所があり、平成2年12月6日以前に生まれた方で、1年に90日以上、漁業を営む方または漁業に従事している方。

■申請期限 9月5日(日)

申請方法
提出先に申請書がありますので、必要事項を記入して提出してください。

■提出先

- ひうち・西条市・壬生川・河原津の各漁業協同組合
- 市庁舎別館
市選挙管理委員会事務局
TEL 0897-52-1263
- 東予総合支所
市選挙管理委員会東予分室

市税の納付は口座振替が 便利で安心です

市税の納付方法を口座振替にすると、自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。市が口座振替依頼書を受理した日の翌月末から口座振替ができます。

■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行

■問合せ

市庁舎本館納税課
納税第2係
TEL 0897-52-1279

9月の市税ごよみ

- 17日 国民健康保険税第2期分、市県民税第2期分の督促の発送
 - 30日 国民健康保険税第3期分、固定資産税第3期分の納期限
- ※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

子ども手当の申請手続きは お済みですか？

子ども手当は、中学3年生以下の子どもを養育している保護者の方に支給されます。手当を受給するには、お住まいの市区町村（公務員は勤務先）での申請が必要です。手当は申請した月の翌月分からの支給となりますので、出生や転居などで受給資格が発生・変更した場合は、速やかに申請してください。

■特例措置の該当者

○平成22年3月31日まで児童手当を受給していなかった方で、平成22年4月現在、中学3年生以下の子どもを養育している場合
○平成22年3月31日まで児童手当を受給していません。

■申請先

○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL 0897-52-1337
○各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

30日(木)までの申請受付分限り、同年4月分からさかのぼって手当を支給する申請猶予期間が設けられています。この期間を過ぎると満額の手当が支給されなくなりますので、特例措置の該当者で、まだ申請を済まされていない方は、早急に手続きをしてください。

○平成22年3月31日まで児童手当を受給していた方で、同年4月現在、中学1年生以下の子どものみ養育している場合は、新たに手続きする必要はありません。

都市計画「道路」の変更（素案）に係る説明会を開催します

JR伊予西条駅の南側からのアクセスを改善するため、市ではJR伊予西条駅舎の東側に、JR予讃線をまたぐ、歩行者・自転車専用の南北自由通路の設置を計画しています。

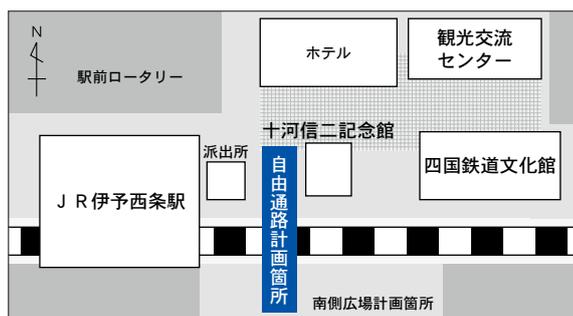
都市計画素案の説明と意見の陳述についての説明会を次の日程で開催します。

説明会の開催日時・場所

日時：9月14日(火) 19時～
場所：市庁舎別館4階 41会議室

都市計画素案の内容

名称：伊予西条駅自由通路南北線
位置：大町字清水 延長：約80m 幅員：4m



■問合せ 市庁舎別館都市計画整備課
都市計画係 TEL0897-52-1238